

DX時代における クリエイターへの適切な対価還元方策について

令和4年3月
文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会

今回の報告事項

【デジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査】

- 我が国におけるデジタルプラットフォーム上の対価還元に係る実態を把握するため、**クリエイターの作品を使用する利用者（音楽配信デジタルプラットフォーム事業者）と、当該作品の権利を有する権利者（・著作権等管理事業者）を対象にヒアリングを実施。**
- クリエイターへの対価還元について、以下の3つの切り口として調査・整理。
 - 調査事項1：ユーザーアップロード型サービスにおける実態
 - 調査事項2：サブスクリプション型サービスにおける実態
 - 調査事項3：ユーザーアップロード型とサブスクリプション型の対価差異

【国内外における関係法令等の対応調査】

- **欧州を中心とした著作権・著作隣接権に関わる法制度**及び、その運用に係る状況を対象としつつ、著作権領域以外のデジタルプラットフォーム規制のうち、適切な対価還元に資するものについても調査の対象として、**文献調査及び有識者へのヒアリング調査**を実施。
 - ※ 具体的な調査項目は、「DSM著作権指令」、「DSM著作権指令に基づいて制定されたEU加盟国の国内法」、「その他関連動向規制等」。

この資料では、**残りの実態調査結果及び国内外における関係法令等の対応調査**の概要をとりまとめた

1. デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査

2. 国内外における関係法令等の対応調査

○ 積極的に評価をする意見

- 誰もがクリエイターとしてコンテンツを作ることができる「**1 億総クリエイター時代**」に大きく貢献。**使用料のみに着目して音楽業界への影響を評価することは適切ではないのではないか。**
- **デジタル広告市場は今後の期待値も高い。**分配原資については、日本の人口総数が頭打ちである以上、**サブスクリプション型サービスの方が不安要素は大きい。**

○ 課題と捉える意見

- ユーザーが自由にアップロード可能なことから、コンテンツがどのようにアップロードされているかによって、**コンテンツのマッチングが不確実となる場合もあり、必ずしも十分な対価還元がなされていない。**
- 使用料の分配原資が企業広告等の広告費であることが多いが、**いかなる基準で広告費を定めるのか、権利者とは無関係に決定・分配されていることは問題ではないか。**
- ユーザーアップロード型サービス事業者に関して、プラットフォーム上の**コンテンツにおける音楽の寄与度が小さいと評価**されることから、**そのことが交渉力に影響している。**

ユーザーアップロード型サービス事業者とセーフハーバー条項との関係

- 米国デジタルミレニアム著作権法（DMCA）等に定められた**セーフハーバー条項**は、デジタルプラットフォーム上のコンテンツに対して、権利者から権利侵害を理由に削除通知を受けた場合に、直ちにコンテンツの削除を行えば（ノーティス・アンド・テイクダウン手続き）、ユーザーアップロード型サービス事業者は金銭的賠償責任を負わないというもの。
- 国外における議論では、**セーフハーバー条項によりユーザーアップロード型サービス事業者の交渉力が権利者に優越するとの主張**がある。

【ユーザーアップロード型サービス事業者の交渉力が権利者に優越するとの主張の考え方】

- **権利者**にとって、ノーティス・アンド・テイクダウン手続きを踏むために**自ら監視・削除通知**を行うことは**大きな負担**。
 - 権利者側が、当該負担から解放され、デジタルプラットフォーム上の著作物利用から対価還元を受けるために、**包括的利用許諾契約を締結する必要に迫られる**。
- 
- ユーザーアップロード型サービス事業者は、独自の権利対策ツールを用いて適切な削除対応を行うことによって、原則として著作権侵害の責任を問われない一方、権利者側は削除対応によって、収益が得られないため、**権利者側に包括的利用許諾契約を締結するインセンティブが偏在してしまう**。
- 
- 権利者は、ユーザーアップロード型サービス事業者と契約を結ぶ際に**交渉力が弱くなり、不利な契約条件を受け入れざるを得なくなる**。

- なお、こうした指摘について、**著作権等管理事業者**からは、ユーザーアップロード型サービス事業者が**自主的に権利侵害対策に取り組んでいる現状**においては、**セーフハーバー条項等の適用によって権利者の交渉力がサービス事業者よりも弱くなることはない**という意見もあった。

○ 積極的に評価する意見

- サブスクリプション型サービス事業者が自ら音源を確保・配信することから、**権利侵害の問題が生じにくいこと**や、コンテンツのマッチングができないことなどに伴う**逸失利益が生じにくい**。

○ 課題と捉える意見

- 今後の国内人口動態を勘案すると、**分配原資には限界**があるため、**海外市場への進出を考える必要**。
- 一部のサブスクリプション型サービス事業者は、他の事業者と比べて圧倒的に著作権使用料の額が少ない。

※ 具体の額については、第9回基本政策小委員会（2022年2月9日）資料1のp15・16にて記載。

(参考) 使用料規程における使用料率

- 著作権等管理事業者が定める使用料規程における使用料率（一部推定）を比較すると、ユーザーアップロード型に比して**サブスクリプション型の使用料率が高い**ことがうかがわれた。
- 今回調査におけるヒアリングによると、NexToneでは、ユーザーアップロード型サービス：2.625～3.5%、サブスクリプション型サービス：8.0～12.5%、JASRAC※では、ユーザーアップロード型サービス：2.0～2.8%、サブスクリプション型サービス：7.7～12%であると考えられる。

※ JASRACの定める使用料規程では、ユーザーアップロード型が分類として規定されていないため、ストリーム形式の使用料率を参照。

- これに対して、**著作権等管理事業者**からは、デジタルプラットフォーム事業者が社会的にイメージされているサービスのみを提供しているとは限らないことから、**単純にユーザーアップロード型、サブスクリプション型等の類型に当てはめて評価することはできないとの指摘**があった。

※ その他、使用料率含めた使用料の額に関する意見は、p3・p5及び第9回基本政策小委員会（2022年2月9日）資料1 p13・p14に記載。

ユーザーアップロード型・サブスクリプション型に共通した意見

- ユーザーアップロード型サービス、サブスクリプション型サービスいずれにも**共通**して、クリエイター(作詞家・作曲家)に還元される**対価が少ないのではないか**との意見。

ユーザーアップロード型

クリエイターへの対価は、事業者の収益に比べて圧倒的に少ないのではないか。

サブスクリプション型

一部の事業者からの対価は、他の事業者と比べると圧倒的に少ないのではないか。

- また、音楽作品の展開・販売における**デジタルプラットフォームでの配信の重要性**については、サービス形態に関わらず次のような意見。
 - 現状、ほとんどの視聴者がCDを聴かなくなったため、**デジタル配信が音楽作品の展開・販売の大半を占めていることは間違いない。**
 - 2つのサービスには楽曲の提供目的の相違（大まかにいえば、ユーザーアップロード型はプロモーション、サブスクリプション型は音楽聴取が主な目的）はあるものの、現実問題として、**全てのユーザーへのアプローチを考えると、その使い分けははっきりと区別しにくい。**
- なお、クリエイターからは、**収入構造とその変化、対価に対する受け止め**について次のような意見。

【収入構造とその変化】

- 当初の作詞・作曲の段階では無収入が多く、楽曲が売れるに伴って使用料として収入を得る構造。
- 日本では過去にCD 1枚約3,000円の時代もあったが、現在は、ヒット曲を生み出しても大きな収益は得られない。

【対価に対する受け止め】

- クリエイターの間では対価が不公平との話は出るものの、「クリエイターは印税生活を送っているではないか」との世相を感じることもあり、クリエイター自身も金銭に関する話は避ける傾向にある。
- クリエイターが著作権に関する知識を得る機会が少なく、対価の必要性や妥当性を社会にPRする動きになかなかつながらない。

1. デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査

2. 国内外における関係法令等の対応調査

DSM著作権指令（第12条、第17条、第18～22条）

- **EU**では、デジタル上での著作物の適切な利用促進を掲げ、**デジタル単一市場における著作権・著作隣接権指令**（いわゆる「**DSM著作権指令**」）を策定・発効。
- 当該指令のうち、**クリエイターへの適切な対価還元との関連が高いもの**として有識者から指摘があった規定は、「**第12条：拡大集中許諾**」、「**第17条：フィルタリング**」、「**第18～22条：適切な対価還元**」
- 第12条、第17条、第18～22条は、互いに独立しつつも一連の関係性にあり、**それぞれの法益については**次のような見解が示された。

【第12条：拡大集中許諾】

- ライセンス対象者の範囲を拡大し、非委託者に対応

【第17条：フィルタリング】

- デジタルプラットフォーム事業者と権利者のライセンス契約締結を促進

【第18～22条：適切な対価還元】

- 契約内容を適切かつ比例的なものとし、適切な対価還元・権利保護を図る

- なお、第18条(適正かつ比例的な対価の原則)は、対価還元に係る抽象的な理念を提示したものであり、これを具体的に運用するために第19～22条は規定されていることから、一体的な運用が求められているとの見解。

DSM著作権指令（第12条、第17条、第18～22条） 概要

第12条： 拡大集中許諾

「関係する著作物またはその他の保護対象物の利用の性質または種類を理由として、著作権者等から個別に許諾を得ることが、求められるライセンス取得に必要な取引を見込めないほど一般的に費用を要しかつ困難である場合」に、自国領土内での使用に関して拡大集中許諾に係る規定を定めることができる（第12条第1項、第2項）等

第17条： フィルタリング

オンライン・コンテンツ共有サービス提供者(OCSSP)が、ユーザーによってアップロードされた著作物等を公衆にアクセス可能としている場合、OCSSPを公衆伝達の主体と位置付け 等

第18～22条： 適切な対価還元

権利者が排他的権利をライセンスまたは譲渡する場合、適正な報酬を受け取る権利を有し、不当に低い報酬の引き上げ請求や契約の取り消しを行うことなどを保証

18条：適正かつ 比例的な報酬の原則

権利者が適正かつ比例的な報酬を受け取る権利があることの保証

19条： 透明性義務

ライセンスまたは譲渡された権利の利用方法・その対価に関する完全な情報取得の保証

20条： 契約調整手続き

適正かつ公正な報酬を請求する権利の保証

21条： ADR手続き

透明性義務及び契約調整手続きに関する紛争について、任意の裁判外紛争解決手続（ADR）を可能とする保証

22条： 取消権

ライセンス・権利の譲渡の全部または一部の取消しを可能とする保証

※ 令和3年度文化庁調査研究事業「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査」、公益社団法人著作権情報センターHP（https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html#8）、中間まとめ DX時代に対応した「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」及び「著作権制度・政策の普及啓発・教育」について（令和3年12月 文化審議会著作権分科会）を基に事務局作成。

(参考)「第17条：フィルタリング」の免責要件について

- 主に**権利者から何ら許諾を得られない場合**について、OCCSPの**事業規模等**に応じて、**免責要件**を設定
- なお、有識者からは、アップロードフィルターとノーティス・アンド・テイクダウンを自動的に行う場合には過剰削除が起こりやすいため、どのように救済するかなどについては、引き続き検討が必要との意見

< OCSSPの免責要件 概要 >

		許諾を得るための 最善の努力	ノーティス・アンド・ テイクダウン	ノーティス・アンド・ ステイダウン	アップロードフィルター
OCSSPの分類	小規模	① 3年未満	✓	—	—
		② 1,000万ユーロ未満			
		③ 500万人未満			
	中規模	① 3年未満	✓	✓	—
		② 1,000万ユーロ未満			
		③ 500万人以上			
	大規模	① 3年以上	✓	✓	✓
		② 1,000万ユーロ以上			
		③ —			

※ ①EUでのサービス提供期間、②年間売上高、③直近1年の平均月間ユニークビジター数

【アップロードフィルター】(第17条第4項(b))

権利者が関連する必要な情報をサービスプロバイダーに提供した特定の著作物および他の保護対象物を、確実に利用できないようにするため、専門家としての注意に求められる高度の業界水準に従って、最善の努力を払ったこと

【ノーティス・アンド・ステイダウン】(第17条第4項(c))

ノーティス・アンド・テイクダウンに加え、通知された著作物又は他の保護対象物について、第17条第4項(b)に従って、将来アップロードされないよう防止する最善の努力をしたこと

※ 令和3年度文化庁調査研究事業「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査」、公益社団法人著作権情報センターHP

(https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html#8)を基に事務局作成。

EU加盟国における国内法整備の状況

- EU加盟国はDSM著作権指令発効の2年後、2021年6月7日までに、国内法を整備することが求められていたが※1、**全加盟国の国内法整備は完了していない**※2（2021年11月8日調査時点）

※1 ただし、第17条及び第18～22条と異なり、「第12条：拡大集中許諾」は“1. Member states may provide…”などと規定、p10にも記載のとおり、「関係する著作物またはその他の保護対象物の利用の性質または種類を理由として、著作権者等から個別に許諾を得ることが、求められるライセンス取得に必要な取引を見込めないほど一般的に費用を要しかつ困難である場合」に、自国領土内での使用に関して拡大集中許諾に係る規定を定めることができる（第12条第1項、第2項）と規定されていることに留意が必要である。

（「第17条：フィルタリング」では“1. Member States shall provide that…”、「第18条：適正かつ比例的な報酬の原則」では“1. Member States shall ensure that…”（第19～22条についても類似の規定）と規定されている。）

※2 EU加盟国（27カ国）のうち、当該指令を受けた国内法整備に対応したのは、ドイツ、オランダ、ハンガリー、マルタ、イタリア、スペイン（6カ国）。

- 有識者からは、EU加盟国における**国内法整備の遅延理由**として、次の3点が指摘

① EU加盟国の既存法制度のばらつき及び既存の国内法理との関係

- 例えば、「第12条：拡大集中許諾制度」は、ドイツ及びフランスなどでは既に対応済みであるが、東欧諸国などは集中管理が定着していないことなど、各EU加盟国で既存の国内法の対応状況にばらつきがあること。
- DSM著作権指令のうち、「第20条：契約調整手続き」、「第21条：ADR手続き」、「第22条：取消権」は、**契約法的な側面があり各国の民法との整合性を保つ必要があるため、導入が進みにくいのではないか。**

② “アップロードフィルター”という言葉に対する懸念

- 表現の自由との関係で批判が強く、ユーザーが委縮する可能性が懸念されている。（ただし、DSM著作権指令の規程上は、そうした懸念に対する配慮がなされていることから、実際の影響は限定的との見解もあり。）

③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、DSM著作権指令に係るガイダンスの発行が遅延したことも、遅延理由の一つとして挙げられた。（例えば、「第17条：フィルタリング」に係るガイダンスの公表は2021年6月4日と、大幅に遅延。）各国は、**ガイダンスに沿った国内法を導入しなければならないため、対応が遅延しているのではないか。**

- イギリス庶民院 デジタル・文化・メディア・スポーツ委員会にて、音楽配信が音楽業界全体の持続可能性に対してどのような経済的な影響を及ぼしているか調査を実施し、2021年7月に公表。
(Economics of Music Streaming Second Report of Session 2021-22)
- 音楽ストリーミング配信は、音楽分野の成長に寄与しているものの、全てのステークホルダーがその寄与に応じた適切な利益を得てはならず、ストリーミングサービスの提供事業者や大手のレコード会社に偏在していることなど報告。

< 音楽ストリーミングにおける収益の分配 >

